

落札候補者の決定方法について

最低額の同額入札があった場合、以下の方法で抽選により落札候補者を決定します。

【抽選による落札候補者の決定方法】

- ① 入札参加者は、入札書に入札金額とは別に抽選時に備え、任意の3桁の数字をあらかじめ記載しておきます。
- ② 落札可能最低額の同額入札があった場合、同額入札者に業者番号順で抽選用番号（0． 1． 2． 3・・・）を付番します。
- ③ 入札担当者2人がそれぞれくじ棒を引き、2桁の乱数を決めます。
- ④ 同額入札者が入札書に記載した数字の合計に、③で決定した乱数を加え、同額入札者数で割った余りの数字と、②の抽選用番号が一致した者を落札候補者とします。

【例】 A、B、Cの3社で抽選となった場合				(1 2 3 + 2 3 4 + 3 4 5 + 6 7)
抽選用番号	業者番号	業者名	抽選用数字	÷ 3 = 2 5 6 余り 1
0	1 2	A社	1 2 3	したがって、抽選用番号1のB社が 落札候補者となります。
1	1 8 0	B社	2 3 4	
2	3 0 6	C社	3 4 5	
入札担当者が決定した乱数			6 7	※3で割ると、余りは0又は1、2 のいずれかになります。
抽選用数字の合計			7 6 9	

注) 入札書への抽選用数字の記入漏れは0としますのでご承知ください。

なお、落札候補者が入札参加資格確認の結果不適格となった場合において、抽選が再度必要な場合は、不適格となった業者を除き、再度この方法により抽選を行い決定します。